

「情報照会」と決定された我が国の案件への指摘事項

○本美濃紙

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている石州半紙に形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○秩父祭の屋台行事と神楽

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている京都祇園祭の山鉾行事及び日立風流物に形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○高山祭の屋台行事

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている京都祇園祭の山鉾行事及び日立風流物に形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○男鹿のナマハゲ

(決議の概要)

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甌島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

※補助機関から情報照会と勧告されていた内容のうち、基準1については記載基準を満たすものと認められた。